

令和8年2月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ワ)第70207号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和7年10月10日

判 決

5

原 告 株式会社グッドライフ

同 訴訟代理人弁護士 千 葉 直 人

同 諏 訪 貴 紘

10

同 木 村 洋 介

同 訴訟復代理人弁護士 稲 田 瑞 穂

被 告 株式会社ASAP  
(以下「被告ASAP」という。)

15

被 告 A  
(以下「被告A」という。)

20

被 告 B  
(以下「被告B」という。)

被 告 C  
(以下「被告C」という。)

25

被 告 D

(以下「被告D」という。)

被 告 E

(以下「被告E」という。)

5

被 告 F

(以下「被告F」という。)

被 告 GことG'

(以下「被告G」という。)

10

上記8名訴訟代理人弁護士 澤 井 康 生

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

15

事 実 及 び 理 由

## 第1 請求

被告らは、原告に対し、連帯して1億0225万円並びにこれに対する被告ASAP、被告G及び被告Fについては令和5年5月26日から、被告C及び被告Dについては同月27日から、被告Eについては同月29日から、被告Bについては同月30日から、被告Aについては同月31日から各支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

20

## 第2 事案の概要等

### 1 事案の概要

本件は、不動産事業を営む原告が、不動産事業を営む被告ASAP及び原告の元従業員であった同被告以外の被告（以下「被告従業員ら」という。）に対し、被告従業員らが、原告から示された営業秘密である別紙「営業秘密目録」

25

記載1及び2の各情報（以下「本件顧客情報1」などといい、「本件各顧客情報」と総称する。）を被告ASAPに開示し、被告ASAPが本件各顧客情報を使用したとして、被告従業員らの行為が、不正競争防止法2条1項7号所定の不正競争、債務不履行及び不法行為（共同不法行為）に、被告ASAPの行為が同法2条1項8号所定の不正競争及び不法行為（共同不法行為）に当たると主張して、同法4条若しくは民法415条又は719条に基づく損害賠償金合計1億8894万6000円の一部である1億0225万円及びこれに対する不法行為以後の日又は請求の日の後の日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで同法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。以下、枝番号のある証拠について枝番号を記載しない場合は、全ての枝番号を含む。）

(1) 当事者等

ア 原告及び関連会社

原告は、関東圏を中心にマンションの売買等の不動産事業を営む株式会社である。原告は、本社（以下「原告本社」という。）及び横浜支社（以下、単に「横浜支社」という。）を有する。

株式会社グループ（以下「グループ」という。）は原告の子会社であった。

イ 被告ら（甲3）

(ア) 被告ASAPは、不動産の売買等を目的とする株式会社であり、被告Aが令和3年8月2日に設立した。代表取締役は、同年8月2日から令和4年10月10日までは被告B、同日からは被告Aである。

(イ) 被告Aは、平成27年10月1日から平成30年2月9日までは原告において、同月10日から令和2年2月末日まではグループにおいて、

同年3月1日から原告において営業職として勤務し、令和3年8月6日に退職した。

5 (ウ) 被告Bは、平成29年11月13日から令和3年7月8日までは原告において、同月9日からはグループにおいて事務職として勤務し、同月29日に退職した。

(エ) 被告Cは、令和2年2月1日から令和3年8月31日までグループにおいて、同年9月1日からは原告において営業職として勤務し、同月30日に退職して、同年10月1日以降被告ASAPにおいて勤務している。

10 (オ) 被告Dは、令和2年3月23日から令和3年8月31日までグループにおいて、同年9月1日からは原告において営業職として勤務し、同年12月19日に退職して、令和4年1月5日以降被告ASAPにおいて勤務している。

15 (カ) 被告Eは、平成28年4月4日から原告において営業職として勤務し、令和4年7月28日に退職して、同日以降被告ASAPにおいて勤務している。

(キ) 被告Fは、令和4年4月1日から原告において勤務し、同年8月3日に退職して、令和4年9月1日から令和5年5月頃までは被告ASAPにおいて勤務していた。

20 (ク) 被告Gは、平成30年2月13日から原告において勤務し、令和4年5月11日に退職して、同年9月1日以降被告ASAPにおいて勤務している。

(2) 原告の就業規則（甲14。以下「原告就業規則」という。）には以下の定めがあった。

25 ア 第19条（機密情報等の漏洩禁止）

1項 正社員は、在職中、自己の職務に関する否とを問わず、会社の内

部事情又は業務上知り得た機密に関わる事項及び会社の不利益となる事項を他に漏らし、又は漏らそうとしてはならない。退職後も同様とする。

5 3項 正社員は会社の許可なくして、会社の業務及び職務に関連し、作成した事業計画、その他の資料、顧客等の名簿その他会社の重要事項に関わる文書等を社外に持ち出し、又は持ち出そうとしてはならず、あるいは複写し、又は複写しようとしてはならない。

イ 第21条（個人情報保護）

10 4項 退職後1年間は、会社の書面による許可なしに、東京都内で競業他社の役員若しくは従業員となり、又は自ら競業する事業を営んではならない（以下、後記(3)イの規定と併せて「競業避止条項」という。）。

ウ 第22条（引き抜き行為の禁止）

1項 正社員は、いかなる理由があっても会社の従業員を引き抜き、又は引き抜こうとしてはならない。

15 2項 引き抜き行為を行い、会社に損害を与えた場合はこれを賠償しなければならない。

(3) 原告と被告A、被告B、被告E、被告F及び被告Gは、原告就職時に、大要、以下の規定を含む秘密保持・競業禁止に関する誓約書（以下「本件各誓約書」という。甲15～19）を作成した。

20 ア 秘密保持の誓約に関する規定

原告就業規則及びその他の規程を遵守し、次に示される原告の技術上又は営業上の情報（以下「秘密情報」という。）について、原告の書面による事前の許可なく、いかなる方法をもってしても、開示、漏洩又は使用しないことを約束いたします。秘密情報については、原告を退職した後  
25 においても、自身のため、あるいは他の事業者その他の第三者のために開示いたしません。

顧客及び取扱い物件に関する情報

イ 競業避止義務に関する規定

原告を退職した場合、退職後3年間は、原告の書面による事前の許可を得ることなく、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の上記3都県で次の行為を行いません。

原告と競業関係に立つ事業者に在籍、就職若しくは役員に就任すること。

ウ 引抜行為の禁止に関する規定

原告に在職中及び退職後5年間にわたり、原告の役員若しくは従業員を勧誘し、原告からの退職を促し、あるいはその他何らの働きかけも行わないことを約束いたします。

エ 損害賠償に関する規定

(ア) 被告A、被告E及び被告Fの誓約書

競業避止義務に関する規定又は引抜行為の禁止に関する規定に違反する行為を行ったときは、当該行為によって得た利益の額は、原告が被った一切の損害を遅滞なく賠償するとともに、本件各誓約書に違反して原告に損害を与えた場合には、原告が懲戒解雇などの懲戒処分、損害賠償請求、刑事告訴などの法的処分をとる場合もあることを十分に理解し、本件各誓約書を遵守することを誓います。

(イ) 被告B及び被告Gの誓約書

競業避止義務に関する規定又は引抜行為の禁止に関する規定に違反する行為を行ったときは、当該行為によって得た利益の額は、原告に生じた損害の額と推定されることに同意します。

(4) 被告ASAPは、別紙「損害額一覧表」の「仕入日」欄又は遅くとも「販売日」欄記載の日までに、「物件」欄記載の物件（以下、番号欄の番号に従って「本件物件1」などといい、「本件各物件」と総称する。）を、「顧客」欄記載の所有者から購入した（同別紙記載の顧客及び物件は、別紙「顧客・

物件リスト」記載の顧客及び物件と同じである。)

### 3 争点

#### (1) 不正競争防止法4条に基づく損害賠償請求

ア 本件各顧客情報が「営業秘密」に該当するか(争点1)

5 イ 被告ASAPが本件各顧客情報を使用したか(争点2)

ウ 被告Eが本件顧客情報1を被告ASAPに開示したか(争点3)

エ 被告Eが原告本社の見込帳と呼ばれるノート(以下「見込帳」という。)に記載されていた本件顧客情報2を被告ASAPに開示したか(争点4)

10 オ 被告A、被告C及び被告Dが、横浜支社の見込帳に記載されていた本件顧客情報2を被告ASAPに開示したか(争点5)

カ 被告従業員らが、被告従業員らの記憶に残っていた本件各顧客情報を被告ASAPに開示し、又は使用したか(争点6)

キ 不正競争防止法5条2項により推定される原告の損害額(争点7)

#### (2) 債務不履行に基づく損害賠償請求

15 ア 被告従業員らが労働契約上の秘密保持義務に違反したか(争点8)

イ 被告従業員らが労働契約上の競業避止義務に違反したか(争点9)

ウ 競業避止条項が公序良俗に違反し、無効であるか(争点10)

エ 被告Aが労働契約上の引抜行為禁止義務に違反したか(争点11)

オ 債務不履行による原告の損害の発生及びその額(争点12)

#### 20 (3) 不法行為に基づく損害賠償請求

ア 被告らの共同不法行為の成否(争点13)

イ 共同不法行為による原告の損害の発生及びその額(争点14)

### 4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1(本件各顧客情報が「営業秘密」に該当するか)について  
25 (原告の主張)

ア 営業秘密の保有

(ア) 本件顧客情報1は原告本社の顧客管理システム（以下「原告本社システム」という。）に記録されていた。

(イ) 本件顧客情報2は、原告本社又は横浜支社の営業担当者が作成した見込帳に記録されていた。これらの見込帳は持ち出されたため、見込帳の冊数及び記載内容、どの見込帳にどの顧客情報が記載されていたかなどを具体的に特定することはできない。

#### イ 秘密管理性

(ア) 本件各顧客情報は、「業務上知り得た機密に関わる事項」（原告就業規則19条1項）及び「顧客等の名簿その他会社の重要事項に関わる文書等」（同条3項）に該当するとともに、「顧客及び取扱い物件に関する情報」（本件各誓約書）に該当し、本件各顧客情報の漏洩、複写及び社外への持出しは禁止されていた。

(イ) 原告本社システムへのアクセスには、原告本社のインサイドセールス課（以下、単に「インサイドセールス課」という。）の従業員40～50名程度に付与されるID及びパスワードが必要とされていた。

(ウ) 見込帳については、原告本社及び令和3年9月以降の横浜支社のいずれにおいても、使用中は、各営業担当者が机の施錠可能な引出しで管理され、使用の終了後は、施錠可能な共用スペースのキャビネットで管理されていた。これらはいずれも終業時に施錠するものとされ、原告本社では、被告Eが、令和3年5月1日から原告を退職した令和4年7月28日までの間その鍵を保有して管理していた。

(エ) 以上によれば、本件各顧客情報は秘密として管理されていたものといえる。

#### ウ 有用性

本件各顧客情報は、原告が多大な費用及び時間を投じて電話営業を行い、成約の見込みがある顧客の情報を収集及び分析したものであり、原告及

び被告A S A Pは、いずれも一般消費者から物件を買い取り、転売するというビジネスモデルを採用しており、成約の見込みのある顧客情報は、原告及び被告A S A Pにおける営業活動の効率を高めるものであるから、有用性がある。

5 エ 非公知性

本件各顧客情報は、原告が多大な費用及び時間を投じて電話営業を行い、成約の見込みがある顧客の情報を収集及び分析したものであり、登記情報等を除き、公然と知られていないものである。

したがって、本件各顧客情報について、非公知性が認められる。

10 オ 以上によれば、本件各顧客情報について、秘密管理性、有用性及び非公知性が認められるから、「営業秘密」に該当する。

(被告らの主張)

ア 営業秘密の保有

原告が本件各顧客情報を保有していたことは不知。

15 イ 秘密管理性

(ア) 原告本社システムのアクセスに原告の営業担当者のID及びパスワードが必要であったことは認めるが、営業担当者であれば誰でもアクセスできるもので、他に秘密管理措置は取られていなかった。

(イ) 見込帳には、外見上営業秘密であると分かるような記載はなかった。

20 また、営業担当者は、見込帳を使用して営業活動をしている間は、見込帳を机の引出し、机上及びロッカーで個別に保管していたのであり、施錠可能なキャビネット等に見込帳をまとめて保管していたことはない。もっとも、終了した営業活動が記載されている見込帳は、施錠可能なキャビネットにまとめて保管されていた。

25 (ウ) 以上によれば、本件各顧客情報は、秘密として管理されていたものとはいえない。

ウ 有用性

本件各顧客情報は、名簿業者等から仕入れた不動産所有者の一覧表に、原告において営業の電話をかけた経過に係る記録を付加したものにすぎない。

5 したがって、本件各顧客情報は、原告の営業活動にとって極めて重要な取引を現にしており、今後も継続的な取引を期待することができる顧客に関する情報ではなく、単に取引勧誘の対象となり得る顧客に関する情報にとどまっており、有用性があるとはいえない。

エ 非公知性

10 本件各顧客情報の元となる不動産所有者の一覧表は、名簿業者や不動産会社の間で出回っているものである。原告は、当該一覧表に、営業の電話をかけた際の他愛のない会話内容を記録しているにすぎない。

したがって、本件各顧客情報について、非公知性は認められない。

15 オ 以上によれば、本件各顧客情報について、秘密管理性、有用性及び非公知性が認められないから、「営業秘密」に該当しない。

(2) 争点2（被告A S A Pが本件各顧客情報を使用したか）について

(原告の主張)

20 ア 被告A S A Pは、効率的に営業電話をかけることができるコールシステムも使用せずに、令和3年10月から令和4年7月までの間に、被告A、被告C及び被告Dというわずか3名の人員で63件の物件について成約している（乙27）のであり、その成約率は異常に高い。

25 一般に流通する名簿に含まれる情報は膨大であり、重複もあるから、名簿から物件の所有者を抽出し、その上で、成約には、長期間の多数回にわたる営業電話による接触が必要である。被告A S A Pが、本件各顧客情報を使用せず、一般に流通する名簿を使用して、原告が見込顧客として接触していた本件各顧客情報に係る物件の所有者とばかり成約したというのは

不自然である。

5 以上に加え、被告A S A Pが、後記(3)～(6)（原告の主張）のとおり、本件各顧客情報を持ち出すことができた被告従業員らを雇用していることからすれば、被告A S A Pは本件各物件を購入するために本件各顧客情報を使用したとしか考えられないのであり、被告A S A Pが入手先を明らかにできないような名簿を使用し遵法意識が欠如していることもこれを裏付ける。

10 イ 被告A S A Pは、後記(3)～(6)（原告の主張）のとおり被告従業員らから本件各顧客情報を開示されたものであるが、営業秘密不正開示行為であることを知りながら、開示された本件各顧客情報を使用して本件各物件を購入したものといえるから、被告A S A Pによる本件各顧客情報の使用は、不正競争防止法2条1項8号に定める不正競争に該当する。

15 ウ 被告A S A Pは、本件訴えの提起前における証拠保全の期日において、原告の顧客情報に係る資料等について検証物提示命令を受けたが、これに従わなかったのであるから、前記イ記載の事実が真実と認められるべきである。

(被告らの主張)

ア 被告A S A Pが、本件各顧客情報を使用して本件各物件を購入したことは否認する。

20 イ 被告A S A Pは、被告らが同業者又は名簿業者から入手した名簿に基づいて営業活動をし、これにより、本件各物件を購入した。現時点で、被告A S A Pのシステム上、①本件物件25、31及び34について、データは存在するがその入手先を特定することができず、②本件物件24、26、32、33及び35について、データ及びその入手先を確認することができ  
25 ないが、これは、被告A S A Pにおいて令和4年9月にコールシステムを導入するためにデータを統合した際に退職者が管理していた顧客情報へ

のアクセスができなかったことや、紙媒体の名簿には統合されなかった部分があることなどに起因する。このうち、上記②の物件に係る情報は他の不動産会社も保有していたことを確認できている。

ウ 検証物提示命令における真実擬制に関する主張は争う。

5 (3) 争点3（被告Eが本件顧客情報1を被告A S A Pに開示したか）について  
(原告の主張)

ア 被告Eは、原告本社システムについて管理者用アカウントの付与を受けており、原告本社システムの全てのページにアクセスすることができたから、原告から本件顧客情報1を示されていたものであり、また、これを持  
10 ち出すことができた。

被告Eは、退職する約1か月前の令和4年6月15日午前0時15分から午前1時15分まで原告本社に入室するという不審な行動をした。

イ 上記アの事情に加え、被告A S A Pが本件各顧客情報を使用したこと  
(前記(2) (原告の主張))、被告Eが原告を退職した後に被告A S A Pに就  
15 職していることからすれば、被告Eが本件顧客情報1を被告A S A Pに開  
示したことを推認することができる。

原告本社システムのログイン履歴は残っておらず、被告Eが本件顧客情報1を社外に持ち出した時期や態様を具体的に特定することは困難であるものの、業績が悪化した令和4年3月から5月頃が疑われる。

20 ウ 被告A S A Pは原告と競争関係にある事業者であり、このような者に原告の営業秘密を開示した被告Eの行為には、「不正の利益を得る目的」ないし「営業秘密保有者に損害を加える目的」があるといえるから、被告Eによる開示行為は、不正競争防止法2条1項7号に定める不正競争に該当する。

25 (被告らの主張)

ア 被告Eは、原告本社システムに記録されていた本件顧客情報1を被告A

S A Pに開示していない。被告Eは、令和4年6月15日深夜、原告本社  
に入室していない。

イ 前記(2) (被告らの主張) のとおり、被告A S A Pが本件各物件を購入し  
たことは、被告Eが被告A S A Pに本件顧客情報1を開示したことを推認  
5 させる事実ではない。

(4) 争点4 (被告Eが原告本社の見込帳に記載されていた本件顧客情報2を被  
告A S A Pに開示したか) について

(原告の主張)

ア 原告本社の見込帳には、少なくとも、本件物件4、5、7～9、11、  
10 21、23、25、26及び36に係る情報が記載されていた。なお、見  
込帳が持ち出されたため、見込帳の冊数及び記載内容を具体的に特定する  
ことはできない。

イ 被告Eは、原告から見込帳に記載された本件顧客情報2を示され、また、  
令和3年5月1日から退職までの間、原告本社の見込帳が保管されていた  
15 キャビネットの鍵を保有して、原告本社の見込帳を管理していた。

原告は、全ての見込帳を破棄せず厳重に保管していたが、原告本社にあ  
るはずの見込帳が現存しない。

ウ 上記ア及びイの事情に加え、被告Eが不審な行動をしたこと (前記(3)  
(原告の主張) ア)、被告A S A Pが本件各顧客情報を使用したこと (前  
20 記(2) (原告の主張)) 及び被告Eが原告を退職した後に被告A S A Pに就  
職していることからすれば、被告Eが、原告本社の見込帳に記載されてい  
た本件顧客情報2を被告A S A Pに開示したことを推認することができる。

エ 被告A S A Pは原告と競争関係にある事業者であり、このような者に原  
告の営業秘密を開示した被告Eの行為には、「不正の利益を得る目的」な  
25 いし「営業秘密保有者に損害を加える目的」があるといえるから、被告E  
による開示行為は、不正競争防止法2条1項7号に定める不正競争に該当

する。

(被告らの主張)

ア 原告本社の見込帳に記載されていた内容は不知。

イ 被告Eは、原告において自ら営業を担当していた当時、見込帳を作成したが、見込帳を持ち出したことはなく、原告を退職した際、被告Eが作成及び管理していた見込帳を全て原告に返却したから、被告A S A Pに見込帳に記載されていた情報を開示していない。

被告Eは、原告本社において、見込帳が管理されていたキャビネットの鍵を管理していなかった。

(5) 争点5 (被告A、被告C及び被告Dが、横浜支社の見込帳に記載されていた本件顧客情報2を被告A S A Pに開示したか) について

(原告の主張)

ア 横浜支社の見込帳には本件顧客情報2が記載されていた。なお、見込帳が持ち出されたため、見込帳の冊数及び記載内容を具体的に特定することはできない。

イ 被告A、被告C及び被告Dは、原告から、横浜支社の見込帳に記載された本件顧客情報2を示され、また、横浜支社の見込帳を管理していた。

原告は、全ての見込帳を破棄せず厳重に保管していたが、被告A、被告C及び被告Dが作成及び管理していた見込帳が原告に現存しない。

すなわち、被告Aが平成27年10月1日から令和3年8月6日までの間に原告本社又は横浜支社において作成した見込帳のうち、原告に現存するのは、平成31年4月2日から令和元年5月19日までの間に係る横浜支社の見込帳1冊のみであり、被告Cが平成31年2月1日から令和3年9月30日までの間にグループ又は横浜支社において作成した見込帳のうち、原告に現存するのは、平成31年2月6日から令和2年5月9日までの間に係る見込帳3冊のみであり、被告Dが令和2年3月

23日から令和3年12月19日までの間にグループ又は横浜支社において作成した見込帳のうち、原告に現存するのは、令和2年3月から令和3年9月28日までの間に係る見込帳4冊のみである。

5 ウ 上記ア及びイの事情に加え、被告A S A Pが本件各顧客情報を使用したこと（前記(2)（原告の主張））、被告Aが原告を退職する直前に被告A S A Pを設立し、被告C及び被告Dが原告を退職した後に被告A S A Pに就職していることからすれば、被告A、被告C及び被告Dが、横浜支社の見込帳に記載されていた本件顧客情報2を被告A S A Pに開示したことを推認することができる。

10 被告A、被告C及び被告Dが、横浜支社の見込帳を持ち出したのは、それぞれの退職日（被告Aは令和3年8月6日、被告Cは同年9月30日、被告Dは同年12月19日）頃である。

15 エ 被告A S A Pは原告と競争関係にある事業者であり、このような者に原告の営業秘密を開示した被告A、被告C及び被告Dの行為には、「不正の利益を得る目的」ないし「営業秘密保有者に損害を加える目的」があるといえるから、被告A、被告C及び被告Dによる開示行為は、不正競争防止法2条1項7号に定める不正競争に該当する。

（被告らの主張）

ア 横浜支社の見込帳に記載されていた内容は不知。

20 イ 被告A、被告C及び被告Dは、次のとおり、見込帳を作成したが、見込帳を持ち出したことはなく、原告を退職した際、見込帳を全て原告に返却したから、被告A S A Pに見込帳に記載されていた情報を開示していない。

25 すなわち、被告Aは、平成27年10月1日から平成30年2月9日までの間に原告本社において2冊の見込帳を作成したが、平成30年2月に原告からグループへ転籍した際、これらを原告に返却し、また、令和3年5月1日から同年8月6日までの間に横浜支社において見込帳を作成した

が、原告を退職した際、これを原告に返却した。被告Cは、平成31年2月1日から令和3年9月30日までの間に、原告に現存するとされる見込帳以外に2冊の見込帳を作成したが、原告を退職した際、これらを原告に返却した。被告Dは、令和2年3月23日から令和3年12月19日までの間に、原告に現存するとされる見込帳以外に3冊の見込帳を作成したが、原告を退職した際、これらを原告に返却した。

5 (6) 争点6 (被告従業員らが、被告従業員らの記憶に残っていた本件各顧客情報を被告ASAPに開示し、又は使用したか) について  
(原告の主張)

10 前記(2)~(4) (原告の主張) のとおり、被告Eは、原告本社システムに記録された本件顧客情報1及び原告本社の見込帳に記載されていた本件顧客情報2を、被告A、被告C及び被告Dは、横浜支社の見込帳に記載された本件顧客情報2を、それぞれ原告から示されていた。

15 被告B、被告F及び被告Gは、原告在職時、原告本社システムや原告の見込帳を直接取り扱っていないが、原告がいつ誰とどのような条件や経緯で成約したかの情報を知ることができた。

被告従業員らは、原告において勤務していた際、本件各顧客情報の内容を記憶し、記憶に残っていた本件各顧客情報を、被告ASAPに開示し、又は使用した。

20 被告ASAPは原告と競争関係にある事業者であり、これらの行為は「不正の利益を得る目的」ないし「営業秘密保有者に損害を加える目的」があるといえるから、不正競争防止法2条1項7号に定める不正競争に該当する。

(被告らの主張)

25 被告従業員らは、原告で勤務していた際、膨大な件数の顧客情報に接しており、この中から成約の見込みのある顧客情報を記憶することはできない。

被告従業員らは、記憶に残っていた情報を被告ASAPに開示し、又は使

用していない。

(7) 争点7（不正競争防止法5条2項により推定される原告の損害額）について

(原告の主張)

5 被告らは、本件各物件を購入することによって、別紙「損害額一覧表」の「粗利益」「原告主張」欄記載のとおり、合計1億8894万6000円の利益を得た。被告らが侵害行為により受けた利益の額は、不正競争防止法5条2項により原告の損害額と推定されるどころ、原告は、被告らに対し、このうち1億0225万円の支払を求める。

10 (被告らの主張)

別紙「損害額一覧表」の各「被告主張」欄記載のとおり、被告A S A Pが受けた利益の額は否認する。

(8) 争点8（被告従業員らが労働契約上の秘密保持義務に違反したか）について

15 (原告の主張)

ア 本件各顧客情報は、「業務上知り得た機密に関わる事項」（原告就業規則19条1項）及び「顧客等の名簿その他会社の重要事項に関わる文書等」（同条3項）並びに本件各誓約書の「顧客及び取扱い物件に関する情報」に該当する。

20 イ 前記(3)及び(4)（原告の主張）のとおり、被告Eは、原告本社システム又は原告本社の見込帳に記録された本件各顧客情報を持ち出し、被告A S A Pに開示することにより、本件各顧客情報を「漏らし」若しくは「持ち出し」（原告就業規則19条1項及び3項）又は「漏洩」（本件各誓約書の秘密保持の誓約に関する規定）した。

25 前記(5)（原告の主張）のとおり、被告A、被告C及び被告Dは、横浜支社の見込帳を持ち出し、被告A S A Pに開示することにより、本件顧客情

報2を「漏らし」若しくは「持ち出し」又は「漏洩」した。

前記(6) (原告の主張) のとおり、被告従業員らは、被告従業員らの記憶に残っていた本件各顧客情報を被告A S A Pに開示し、又は使用することにより、本件各顧客情報を「漏らし」若しくは「持ち出し」又は「漏洩」した。

ウ 以上によれば、被告従業員らは、労働契約上の秘密保持義務に違反したものであり、債務不履行が成立する。

(被告従業員らの主張)

ア 前記(1) (被告らの主張) のとおり、本件各顧客情報は、「業務上知り得た機密に関わる事項」には該当しない。

イ 前記(3)及び(4) (被告らの主張) のとおり、被告Eは、原告本社の見込帳又は原告本社システムに記録された本件各顧客情報を持ち出していない。

前記(5) (被告らの主張) のとおり、被告A、被告C及び被告Dは、横浜支社の見込帳を持ち出していない。

前記(6) (被告らの主張) のとおり、被告従業員らは、被告従業員らの記憶に残っていた本件各顧客情報を被告A S A Pに開示し、又は使用していない。

(9) 争点9 (被告従業員らが労働契約上の競業避止義務に違反したか) について

(原告の主張)

ア 原告就業規則及び本件各誓約書の競業避止条項によれば、被告従業員らは、原告に対し、退職後の競業避止義務を負っていた。

イ 被告Aは、100%株主として被告A S A Pを設立して原告と競業する事業を行うとともに、被告Bと共に被告A S A Pの代表取締役役に就任したこと、その余の被告従業員らが被告A S A Pの従業員となったことは、労働契約上の競業避止義務に違反するものであり、債務不履行が成立する。

(被告従業員らの主張)

原告と被告A S A Pは、いずれも不動産会社であるが、原告は、ファミリータイプマンションの買取り及び賃料取得によるリースバックを行うのに対し、被告A S A Pは、中古の投資用のワンルームマンションの買取り及び転売を行うから、両者は競業関係にない。

したがって、被告Aが100%株主として被告A S A Pを設立して、被告Bと共に被告A S A Pの代表取締役役に就任したこと、その余の被告従業員らが被告A S A Pの従業員となったことは、労働契約上の競業避止義務に違反するものではなく、債務不履行は成立しない。

10 (10) 争点10 (競業避止条項が公序良俗に違反し、無効であるか) について  
(被告従業員らの主張)

被告従業員らに競業避止義務を負わせる具体的必要性が明らかではなく、代償措置も設けられていないこと、後記(12)の原告の主張を前提とすると約1億8894万円という過酷な賠償額の予定がされていることから、競業避止条項は、労働者の職業選択の自由を過度に制約するものであって、公序良俗に違反し、無効である。

(原告の主張)

①原告の顧客情報を用いた競業行為を制限すべき必要性が高いこと、②一般に不動産については5年以上所有される傾向にあるところ、原告の顧客情報が陳腐化するまでの期間として、退職後1年間又は3年間という期間は、必要最小限のものであること、③原告が東京都及び神奈川県に事務所を設置し、首都圏を中心に広汎な地域の物件を取り扱っていることから、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県という場所的範囲は、原告の取引と市場が競合する範囲として必要最小限のものであること及び④原告において取引を成約させた場合には、巨額の成功報酬を得ることができたことをもって代償措置が講じられていたことからすれば、競業避止条項は公序良俗に違反しない。

仮に競業禁止条項の一部について合理的な制限の範囲を超えるとしても、当該一部のみが無効となるというべきであり、少なくとも、本件各誓約書及び原告就業規則が定める時間的・場所的範囲において、引抜禁止義務や他の競業禁止義務と重なる範囲、すなわち、①原告の許可なく、原告の元従業員を雇い入れて競業を営むことや、②原告の元従業員が営む競合他社に就職することは、競業禁止義務に反するというべきである。

(11) 争点 1 1 (被告 A が労働契約上の引抜行為禁止義務に違反したか) について

(原告の主張)

被告 A は、被告 B、被告 C、被告 D、被告 E、被告 F 及び被告 G が原告の従業員であった当時、これらの被告らに対し、原告からの退職を促し、被告 A S A P の役員又は従業員となるよう勧誘した。かかる行為は、原告就業規則及び本件各誓約書の定める引抜行為禁止義務に違反するものであり、債務不履行が成立する。

(被告 A の主張)

被告 A は、原告の主張に係る引抜行為をしていない。例えば、被告 C、被告 D 及び被告 E は、原告においてパワーハラスメントを受け、原告からの退職を余儀なくされ、被告 A S A P に入社したにすぎない。したがって、被告 A は、原告就業規則及び本件各誓約書の定める引抜行為禁止義務に違反しておらず、債務不履行は成立しない。

(12) 争点 1 2 (被告従業員らの債務不履行による原告の損害の発生及びその額) について

(原告の主張)

ア 被告 A、被告 B、被告 E、被告 F 及び被告 G の競業禁止義務及び引抜行為義務違反について

本件各誓約書は競業禁止義務及び引抜行為義務に違反する行為をした場

合、「当該行為によって得た利益の額」を賠償額と予定するものであるところ、被告A S A Pが本件各物件により得た転売利益は、「当該行為によって得た利益」に当たる。そして、被告A S A Pが得た転売利益は、別紙「損害額一覧表」の「粗利益」「原告主張」欄記載の合計1億8894万6000円であるから、上記被告らによる競業避止義務違反及び引抜行為義務違反の債務不履行による賠償額は、合計1億8894万6000円である。

イ 被告従業員らの秘密保持義務、競業避止義務及び引抜義務違反について原告は、本件各顧客情報を使用して、本件各物件に係る取引を成約させる見込みがあり、特に、本件物件1、4、5、16、23～25、28、34及び35については、原告の営業担当者が、長期間かつ多数回にわたり電話営業をしていたのであり、成約の見込みが高かったといえる。

そうすると、被告従業員らの債務不履行がなければ、原告は、本件各物件を購入することができ、被告A S A Pが得た転売利益と同額の1億8894万6000円の転売利益を得ることができたものといえる。

ウ したがって、原告は、原告が被った損害（転売利益に係る逸失利益）損害の一部である1億0225万円の支払を求める。

（被告従業員らの主張）

別紙「損害額一覧表」の各「被告主張」欄記載のとおり、否認し、争う。

(13) 争点13（被告らの共同不法行為の成否）について

（原告の主張）

被告従業員らが本件各顧客情報を被告A S A Pに開示した行為及び被告A S A Pがこれにより取得した本件各顧客情報を使用して本件各物件を購入した行為は、自由競争の範囲を逸脱したものであるから、共同不法行為に該当する。

（被告らの主張）

否認し、争う。

- (14) 争点14 (被告らの共同不法行為による原告の損害の発生及びその額) について  
(原告の主張)

5 前記(12) (原告の主張) イのとおり、原告は、被告らによる不法行為がなければ、本件各物件を購入して転売利益を得ることができたといえるから、原告は、被告らの共同不法行為により、1億8894万6000円の損害を被った。

10 したがって、原告は、被告らに対し、原告が被った損害 (転売利益に係る逸失利益) の一部である1億0225万円の支払を求める。

(被告らの主張)

別紙「損害額一覧表」の各「被告主張」欄記載のとおり、否認し、争う。  
前記(12) (被告らの主張) で主張する事情によれば、被告らの共同不法行為と損害との間に因果関係があるとはいえない。

### 15 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

前提事実に加え、証拠 (後掲各証拠のほか、証人H、被告A、被告E、被告C、被告D、甲54、55、乙38～40、55 (ただし、後記認定に反する部分を除く。)) 及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

#### 20 (1) 原告本社について

25 ア 原告は、物件の所有者に接触して物件を購入し、これを他に転売するビジネスモデルの不動産業を営んでいるところ、原告本社では、インサイドセールス課が物件の所有者に対する電話営業を行い、訪問の約束を取り付けると、訪問営業を担当するバイヤーという部署に引き継ぐという方法をとっていた。原告においては、電話営業で顧客と信頼関係を築くことに重点を置いており、訪問約束取り付けるまで数週間から長いと数年かかるこ

とがあった。

令和3年から令和4年までの原告本社の従業員数は、約120～150名であり、そのうちインサイドセールス課の従業員数は、約40～60名であった。

5 イ 原告本社は、平成30年に原告本社システムを導入し、市販の名簿の情報を重複しないように処理して記録し、数十万件の物件及び所有者の情報を記録していた。原告本社システムには、物件ごとに、①所有者の氏名、住所、電話番号、物件名、築年及び面積（以下「物件等情報」という。）、  
10 ②備考欄（所有者の発言等）、③架電／対応履歴一覧（営業担当者が電話をかけた日時と「留守」、「進展なし」などの対応結果）を記録することができる。

原告本社システムにアクセスするためには、原告本社システムの管理者、一部の役員及びインサイドセールス課の管理職に付与される管理者用アカウント又はインサイドセールス課の従業員に付与される一般アカウントの  
15 ID及びパスワードが必要であり、これら以外の者は、原告本社システムにアクセスすることができず、横浜支社から原告本社システムにアクセスすることもできなかった。（甲31～53）

ウ インサイドセールス課では、営業担当者が、見込帳に、電話をかけた所有者の氏名、住所、電話番号及び所有する物件名等を記載していた。原告  
20 本社システムの導入前は、主に見込帳を使用した営業活動が行われていたが、導入後も見込帳を使用することがあった。インサイドセールス課では、在職者の見込帳は各自のキャビネットで管理し、退職者の見込帳は共用のキャビネット  
で管理していたが、見込帳を管理する管理簿は存在しなかった。（甲5、7、11、12）

25 エ 被告Eは、令和3年5月1日、インサイドセールス課に異動し、原告本社システムの管理者用アカウントを保有していた。被告B、被告F及び被

告Gは、原告在職時、原告本社システムを取り扱っていなかった。

(2) 横浜支社について

ア 被告Aは、令和3年5月頃、横浜支社に異動し、見込帳を使用して営業を行っていた。被告Aが原告を退職する同年8月6日まで、横浜支社の従業員は被告Aのみであり、被告Aは、自身の机で見込帳を管理していた。

イ 被告D及びCは、令和3年9月1日、グループから横浜支社に異動した。同日以降の横浜支社では、見込帳を使用して営業活動を行い、各自のキャビネットで管理していた。被告Dは、原告を退職する令和3年12月19日の一、二か月前に原告本社の販売部署に異動した。

(3) 原告が管理していた顧客の情報について

ア 原告本社システムには、本件顧客情報1が記録されている。本件顧客情報1はいずれも投資用の物件に関するものであり、23件の物件（本件物件1～11、16、18、21、23～26、28、30及び34～36）の①物件等情報、②備考欄及び③架電／対応履歴一覧であり、その記載は別紙顧客管理システム画面の各欄記載のとおりである。本件顧客情報1には、被告従業員らが原告を退職した頃に、これらの物件の所有者との間で、成約に向けた具体的な交渉を正に行っていたことを示す記載はない。

イ 原告が現在所持している見込帳（甲12、61、62）には、本件物件16、23及び26の情報が、原告の横浜支社で令和3年9月1日以降使用しているシステム（甲56～60）には、本件物件23、24、28、34及び35の情報が記載されているが、被告従業員らが原告を退職した頃に、これらの物件の所有者との間で、成約に向けた具体的な交渉を正に行っていたことを示す記載はない。

(4) 被告ASAPについて

ア 被告Aは、原告を退職する直前である令和3年8月2日に被告ASAPを設立した。被告Aは、同年10月頃に知り合いの同業者から（①）、被

告A S A Pは、令和4年に名簿業者「めいぼや」から(②)、令和4年1月18日に名簿業者株式会社森遊舎から(③)、同月17日に名簿業者N E X E L株式会社から(④)、同月14日に名簿業者株式会社ターゲットから(⑤)、それぞれ名簿を購入した(以下、これらの名簿を併せて「被告名簿」という。)。被告名簿には、本件物件1～23、28、30及び37の物件等情報が記載されている。

また、被告名簿に記載のない本件物件24、26、32、33及び35の物件等情報については、他の不動産会社もこれらの情報を保有している。(乙1、2、4～22、41、42、44、46、48、53、54)

イ 被告A S A Pは、令和4年9月、コールシステムを導入するためにデータを統合した。(乙3)

ウ 被告A S A Pは、電話営業において、話を聞いてくれそうな所有者との間ですぐに訪問約束を取り付けて訪問し、早ければ訪問日に不動産の売買契約を締結し、翌日に決済等の手続を行うという、原告と異なる営業手法をとっていた。

## 2 争点1 (本件各顧客情報が「営業秘密」に該当するか) について

(1) 事案にかんがみ、原告が本件顧客情報2を保有していたかについて検討する。

原告は、別紙「営業秘密目録」記載2のとおり、本件顧客情報2について、「原告本社で作成又は管理された見込帳及び原告横浜支社で作成又は管理された見込帳(グループから移管されたものを含む。)」(以下「本件見込帳」という。)に記載された37件の物件の所有者に係る一定の情報として特定する。原告は、本件見込帳は被告従業員らにより持ち出されたと主張するから、本件見込帳は原告が現在所持するもの以外の見込帳を指すものであるものと解される。

そこで検討するに、原告には見込帳の冊数等を管理する管理簿すら存在せ

ず（認定事実(1)エ）、持ち出されたとする本件顧客情報 2 が記載された本件見込帳の存在を裏付ける客観的証拠はない。前記認定事実によれば、原告本社及び横浜支社において見込帳が利用されていたこと（同(1)ウ及び(2)）、原告本社システムに本件顧客情報 2 の全 37 件の物件のうち 23 件に関する情報が記録されていること（同(3)ア）や、原告が現在所持する見込帳及び横浜支社で後に導入されたシステムに、上記 23 件の物件のうち 7 件に関する情報が記録ないし記載されていること（同イ）は認められるが、原告の主張によっても、本件顧客情報 2 の具体的内容は不明であり、本件見込帳の冊数、作成及び作成時期も不明であることからすれば、上記の事実から、本件顧客情報 2 が記載された本件見込帳の存在を推認することはできず、本件全証拠によっても、このような本件見込帳の存在を認めることはできない。

以上によれば、原告が、本件見込帳に記載された情報として特定される本件顧客情報 2 を保有していたことを認めることができない。

(2) したがって、本件顧客情報 2 に係る不正競争、債務不履行（秘密保持義務違反）及び共同不法行為に基づく原告の請求は、争点 2、4～8、12～14 について判断するまでもなく、いずれも理由がない。

そこで、以下においては、本件顧客情報 1 について検討する。

3 争点 2（被告 A S A P が本件各顧客情報を使用したか）について

(1) 被告 A S A P は、本件顧客情報 1 に係る物件（本件物件 1～11、16、18、21、23～26、28、30 及び 34～36 の合計 23 件）を購入したこと（前提事実(4)）が認められる。

そこで検討するに、本件顧客情報 1 のうちの備考欄には、物件の売却の意向がないこと、物件の賃貸状況、家族構成、資金需要に関する事情、過去の代金額の提案及び希望などが記載され、架電／対応履歴一覧には当該物件の所有者に原告の営業担当者が繰り返し電話をかけてきたことが記載されているが（認定事実(3)ア）、それぞれの内容を見ても、成約に不可欠な情報では

ないばかりか、当該物件に係る成約率を有意に上昇させるような情報であるとも認め難い。

また、本件顧客情報1のうちの物件等情報は、不動産会社の間で流通している種類の情報であることがうかがわれ（同(1)イ）、少なくとも上記23件の物件のうち6件を除いては被告名簿に記載され、記載されていない物件のうち少なくとも3件の物件等情報は他の不動産会社も保有していたことが確認されている（同(4)ア）。

以上のとおりの本件顧客情報1の内容に照らせば、被告ASAPが本件顧客情報1に係る物件を購入した事実から、被告ASAPが本件顧客情報1を使用したことを推認することはできない。

なお、6件の物件の物件等情報は被告名簿に記載がなく、被告ASAPは被告名簿のうち1つ（①の名簿）の入手先を明らかにしていないが、本件顧客情報1の内容について上記したところに加え、被告ASAPが設立後にシステムを統合していること（同(4)イ）からすれば、被告ASAPが、すべての物件の物件等情報の入手先を本件訴訟の時点で明らかにできていないことから、被告ASAPが本件顧客情報1を使用したことを推認することはできない。

## (2) 原告の主張について

ア 原告は、被告ASAPが本件顧客情報1を使用したことの根拠として、被告ASAPの成約率が異常に高いことを指摘し、証人Hは、一般に流通する名簿から電話をかける場合には1件の成約に対し営業電話1万回が必要であるところ、令和3年8月6日から令和4年7月31日までの間の被告ASAPの成約数は63件であり、被告ASAPがコールシステムを導入した後の1人当たりの1日の架電回数377回を前提にしても1件の成約に対する営業電話が4825回であるとして、これに沿う供述及び陳述（甲54）をする。

証拠（乙24、27）及び弁論の全趣旨によれば、被告ASAPが、コールシステムを導入する前である令和3年10月から令和4年7月までの間に、被告A、被告C及び被告Dにより63件の物件について成約したこと、コールシステム導入後の被告ASAPの1人当たりの1日の架電回数が377回であることが認められる。しかし、上記証人の供述及び陳述のうち、一般に流通する名簿から電話をかける場合に1件の成約に対し営業電話1万回が必要であるとの点は客観的な裏付けを伴うものではないから、被告ASAPの成約率の高さを客観的に示すものとはいえない。また、被告ASAPの成約率が原告の想定する成約率より高いとしても、原告と被告ASAPの営業手法の違い（認定事実(1)ア及び(4)ウ）からも一定の説明がつくものといえる。

また、原告は、一般に流通する名簿に含まれる情報は膨大であり、物件を購入するためには、名簿から抽出した所有者に、長期間の多数回にわたる営業電話による接触をすることが必要であるところ、被告ASAPが、本件顧客情報1ではなく、一般に流通する名簿を使用し、短期間に原告の見込顧客ばかりと成約したというのは不自然であると主張する。

原告の主張が、被告従業員らが原告本社システムに記録された顧客情報の中から本件顧客情報1を選択して被告ASAPに開示し、これを同社が使用したというものなのか、被告ASAPが、開示された原告本社システムに記録された顧客情報の中から本件顧客情報1を使用したというものであるのかは不明であるが、いずれにしても、被告ASAPが本件顧客情報1を使用するためには、被告らの側で、原告本社システムに記録された数十万件の顧客情報から本件顧客情報1を選択（抽出）する作業が必要であり、この点は、流通する名簿から本件顧客情報1に係る物件の所有者を選択して接触する場合と変わりはない。また、本件顧客情報1の内容からは、原告が本件顧客情報1に係る物件の所有者と成約に向けた具体的な交渉を

正に行っていたとは認められず（同(3)ア）、これらの物件の所有者が原告の見込顧客であったという評価は当たらないし、成約までの期間及び接触回数といった点は、営業手法の問題にすぎない。以上によれば、被告A S A Pが、本件顧客情報1を使用することなく、流通する名簿を使用して本件顧客情報1に係る物件を購入したことが不自然であるとはいえない。

以上によれば、原告の主張する点は、前記(1)の判断を左右するものではなく、その他、原告が主張するその余の点も前記(1)の判断を左右するには足りない。

イ 原告は、被告A S A Pが証拠保全の期日において検証物提示命令を拒絶したから、被告A S A Pが本件顧客情報1を使用したことを真実と認めるべきであるとも主張する。

しかし、民事訴訟法232条が準用する同法224条3項の規定は、裁判所が、審理における当事者の主張及び証拠関係を考慮して、裁量的に、相手方が主張する事実を真実と認めることができるとするものであるところ、以上に説示したところに照らし、上記規定を適用して、原告の上記主張を真実と認めることは相当ではない。

(3) したがって、被告A S A Pが本件顧客情報1を使用したとは認められないから、争点1及び7について判断するまでもなく、本件顧客情報1に係る被告A S A Pの不正競争に基づく損害賠償請求は理由がない。

4 争点3（被告Eが本件顧客情報1を被告A S A Pに開示したか）について

(1) 被告A S A Pが本件顧客情報1を使用したことを認められないのは前記3のとおりであり、被告Eが、原告本社システムに記録された本件顧客情報1にアクセスすることができた（認定事実(1)イ、エ）からといって、被告Eが本件顧客情報1を持ち出して、被告A S A Pに開示したことを推認することはできない。

(2) 原告の主張について

原告は、被告Eが、令和4年6月15日の夜中に原告本社に入室したことを主張するが、被告ASAPが本件物件1～8、21、23～26、28及び30を購入したのは同日より以前であるから、被告Eが同日に本件顧客情報1を持ち出し、被告ASAPに開示し、上記各物件を購入したという時系列になく、同日に被告Eが原告本社に入室したとしても、本件顧客情報1の  
5 持ち出し及び開示の事実を推認することはできない。原告が主張するその余の点も前記(1)の判断を左右するには足りない。

(3) したがって、被告Eが本件顧客情報1を持ち出し、被告ASAPに開示したとは認められない。

10 5 争点6（被告従業員らが被告従業員らの記憶に残っていた本件各顧客情報を被告ASAPに開示し、又は使用したか）について

(1) 被告従業員らが本件顧客情報1を記憶し、被告ASAPに開示し、又は使用したことを示す客観的証拠はないところ、本件顧客情報1の内容に照らし、被告従業員らがこれを記憶することができたとは考え難い。

15 この点を措くとしても、被告Dは横浜支社及び原告本社の販売部署に、被告Cは横浜支社に、被告Aは原告を退職する直前は横浜支社に所属しており、原告本社システムにアクセスすることができなかったこと（認定事実(1)イ、  
(2)ア及びイ）、被告B、被告F及び被告Gが原告本社システムにアクセスすることができたとは認められないこと（同(1)エ）からすれば、被告E以外の  
20 被告従業員らが原告から本件顧客情報1を示されたと認めることはできない。また、前記2及び3に説示したところに照らせば、被告Eやその余の従業員が本件顧客情報1を被告ASAPに開示し、又は使用したことを認めることはできない。

(2) したがって、被告従業員らが記憶に残っていた本件顧客情報1を被告ASAPに開示し、又は使用したとは認められない。以上に加え、前記4に説示  
25 したところによれば、被告従業員らに本件顧客情報1に係る不正競争は認め

られないから、争点1及び7について判断するまでもなく、本件顧客情報1に係る被告従業員らの不正競争に基づく損害賠償請求は理由がない。

6 争点8（被告従業員らが労働契約上の秘密保持義務に違反したか）について

(1) 原告は、①被告Eが本件顧客情報1を持ち出し、被告ASAPに開示した、  
5 ②被告従業員らが、被告従業員らの記憶に残っていた本件顧客情報1を被告ASAPに開示し、又は使用したと主張し、これらの行為が、被告従業員らが負っていた労働契約上の秘密保持義務に違反すると主張する。

しかし、上記①については前記4に、上記②については前記5に、それぞれ説示したとおり、原告の主張の前提となる本件顧客情報1の持ち出し、開  
10 示及び使用の事実を認めることができない。

(2) したがって、被告従業員らが労働契約上の秘密保持義務に違反したとは認められず、争点12について判断するまでもなく、本件顧客情報1に係る労働契約上の秘密保持義務違反の債務不履行に基づく損害賠償請求は理由がない。

15 7 争点12（債務不履行による原告の損害の発生及びその額）について

(1) 労働契約上の競業避止義務及び引抜行為禁止義務違反の債務不履行に基づく損害賠償請求に関しては、事案にかんがみ、まず、争点12について検討する。

(2) 被告A、被告B、被告E、被告F及び被告Gの競業避止義務並びに被告A  
20 の引抜行為禁止義務違反について

原告は、本件各誓約書は、競業避止義務及び引抜行為禁止義務に違反した場合に「当該行為によって得た利益の額」を賠償額として予定することを合意するものであるとして、被告ASAPが得た転売利益が「当該行為によって得た利益」に当たると主張する。

25 しかし、被告ASAPが本件各物件を転売して得た利益は、上記被告らが競業避止義務違反の行為により得た利益でも、被告Aが引抜行為禁止義務の

行為により得た利益でもない。

そうすると、仮に、上記被告らに競業避止義務違反及び被告Aに引抜行為禁止義務違反の債務不履行が認められるとしても、被告A S A Pが得た転売利益は本件各誓約書に定められた「当該行為によって得た利益」ではないから、賠償額の予定の合意に基づく原告の主張を採用することができない。

(3) 被告従業員らの競業避止義務及び被告Aの引抜行為禁止義務違反について

原告は、被告従業員らの競業避止義務又は被告Aの引抜行為禁止義務違反の債務不履行がなければ、本件各物件を購入して、転売利益を得ることができたから、上記債務不履行により、原告に転売利益に係る損害（逸失利益）が発生したと主張する。

被告Aの引抜行為禁止義務違反の債務不履行がなければ原告が転売利益を得ることができたとする根拠は不明であり、また、競業避止義務違反の債務不履行についても、原告が、どの被告の競業避止義務違反の債務不履行とどの物件に係る逸失利益との間に因果関係があると主張するのも不明である。

この点を措くとしても、原告が、本件各物件を購入できる見込みが高かったことを裏付ける的確な証拠はないところ、電話営業が成功するかは営業手法及び営業担当者の技量や顧客との相性等に左右されるはずであり、現に、本件顧客情報1によれば相当長期間にわたり原告の営業担当者が電話営業を行っても成約に至っていない物件が散見され（認定事実(3)ア）、被告A S A Pが本件各物件を購入できたからといって原告が購入できたということとはできない。また、物件等情報が不動産会社の間で流通しているとうかがわれるのは前記3(1)のとおりであるから、他の不動産業者が本件各物件の所有者と接触して本件各物件を購入することも考えられる。

以上によれば、被告従業員らの競業避止義務又は被告Aの引抜行為禁止義務違反の債務不履行がなかったならば、原告が本件各物件を購入し、転売利益を得ることができたということについて、相当程度の蓋然性をもって認め

ることはできない。

そうすると、仮に、上記債務不履行が認められるとしても、これによって、原告に転売利益に係る損害が生じたとは認められない。

5 (4) 以上によれば、争点9～11について判断するまでもなく、労働契約上の競業避止義務及び引抜行為禁止義務違反の債務不履行に基づく損害賠償請求は理由がない。

8 争点13（被告らの共同不法行為の成否）について

10 (1) 原告は、被告従業員らが本件顧客情報1を被告ASAPに開示したこと及び被告ASAPがこれにより取得した本件顧客情報1を使用して本件顧客情報1に係る物件を購入した行為が不法行為に当たると主張する。

しかし、前記3ないし5に説示したところによれば、被告従業員らが本件顧客情報1を被告ASAPに開示したとも、被告ASAPが本件顧客情報1を使用したとも認められない。

15 したがって、原告の上記主張は、その前提を欠くものであり、採用することができない。

(2) 原告の主張について

20 原告は、被告ASAPが証拠保全の期日において検証物提示命令を拒絶したから、被告ASAPが被告従業員らと共謀して、被告従業員らから取得した本件各顧客情報を使用し、本件各物件を購入するための営業活動を行ったことを真実と認めるべきであると主張する。

しかし、前記3ないし5説示のとおり、被告従業員らが本件顧客情報1を被告ASAPに開示したとも、被告ASAPが本件顧客情報1を使用したとも認められない以上、原告の上記主張を真実と認めることは相当ではない。

25 (3) 以上によれば、争点14について判断するまでもなく、本件顧客情報1に係る不法行為に基づく損害賠償請求は理由がない。

#### 第4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、  
主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第46部

5

裁判長裁判官 高 橋 彩

10

裁判官 西 山 芳 樹

裁判官 瀧 澤 惟 子

(別紙)

## 営業秘密目録

- 1 原告本社の顧客管理システムに記録された、別紙「顧客・物件リスト」のう  
5 ち1～11、16、18、21、23～26、28、30及び34～36の各  
「物件名」欄及び「顧客名」欄で特定される23件の物件及び当該物件の所有  
者である顧客に関する、別紙「顧客管理システム画面」の記載1から23まで  
の情報
- 2 原告本社で作成又は管理された見込帳及び原告横浜支社で作成又は管理され  
10 た見込帳（グループから移管されたものを含む）に記載された、別紙「顧客・  
物件リスト」の各「物件名」欄及び「顧客名」欄で特定される37件の物件及  
び当該物件の所有者である顧客に関する、下記項目に係る情報
- (1) 物件情報（物件名、築年、構造、床面積、集合住宅の戸数及び管理業者名、  
所在地、交通の利便、家賃、管理費・修繕積立金、所有形態等）
- 15 (2) 所有者の情報（氏名、住所、電話番号、家族構成、人柄、借入金残額、生  
活状況等）
- (3) 原告担当者による交渉情報（交渉内容、交渉経過、交渉時間、当該物件に  
ついて原告が提示した代金額、売却についての意向、相場額、顧客が希望す  
る代金額、担当者所感）

20

(別紙)

顧客・物件リスト

省略

(別紙) 顧客管理システム画面

省略

(別紙) 損害額一覧表

省略